様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　7月　14日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　ぽけっつ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社POCKETS  　（ふりがな） いけだ　やすひと  （法人の場合）代表者の氏名 　 池田　康人  住所　〒141-0021  東京都品川区上大崎3-14-34 PLUS・OnE 4階  法人番号　4012801017366  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進宣言  （株式会社POCKETSホームページ内） | | 公表日 | 2025年6月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://pckts.jp/dx>  DXビジョン | | 記載内容抜粋 | 近年、AI, IoT, RPA といったデジタル技術が世の中に急激に浸透してきています。  こうしたデジタル技術を用いたDXの取り組みが広く見られるようになり、業務の効率化や利益の拡大をDXにより行われるようになってきていますが、革新的なイノベーションは業務に取り込む事が困難でもあります。  POCKETSは、私たち自身で最新の進化するテクノロジーを取り入れ、高度な技術者集団を目指します。  その技術を用いて、お客様ひいては業界とともにデジタル環境やビジネススタイルの革新を行い、新しいテクノロジーへの「ワクワク」を届けられるようにサポートして参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、代表取締役自ら策定・公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進宣言  （株式会社POCKETSホームページ内） | | 公表日 | 2025年6月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://pckts.jp/dx>  DX戦略 | | 記載内容抜粋 | 01.営業メールデータのAI分析活用  システムインテグレーション営業におけるメールなどのデータをAIで分析し、業務の効率化を図るシステムを新規開発します。  データを分析することで、市場の時流や目的の営業チャンスを見逃さず、ビジネスの変革と利益の拡大を見込めます。  また、当システムをサービスとして外部に展開することで、お客様のビジネスチャンスの創出にも貢献いたします。  02.社内環境におけるデジタル技術利用  社内連絡、資料共有や勤怠管理にSaaSを有効活用しクラウドで管理しています。  デジタルデータとして一元管理することにより、業務の効率化や簡易化をいたします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、代表取締役自ら策定・公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://pckts.jp/dx>  体制および取り組み | | 記載内容抜粋 | 01.DX推進室  全社横断のDX推進室を設置します。  部署を問わず取り組むことにより、多方面からのDX推進を目指します。  02.DX人材育成  勉強会やもくもく会を実施し、情報や知識を共有を行います。  また自社開発で得たノウハウやAIの知見を展開することで、最新のデジタル技術を持つDX人材の育成を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://pckts.jp/dx>  体制および取り組み | | 記載内容抜粋 | 03.DX関連資格取得推進  書籍購入制度や動画学習サービスの利用を進め、DX関連の資格取得に関して取得支援をしてまいります。  04.クラウド活用の拡大  社内連絡や資料共有にGoogleWorkspace、社員の勤労管理にfreeeといったクラウドサービスを利用しています。  また社内書籍管理などに関しては自社社用アプリを用いて管理を行います。  積極的にツールやサービスを導入していくことで、DXの加速を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進宣言  （株式会社POCKETSホームページ内） | | 公表日 | 2025年6月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | https://pckts.jp/dx  DXの達成状況指標 | | 記載内容抜粋 | ● 自社開発サービスのリリース  ● クラウドサービスの活用数  ● 社内勉強会の実施数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年6月1日 | | 発信方法 | <https://pckts.jp/dx>  DXビジョン  代表取締役名義で文書を開示 | | 発信内容 | 近年、AI, IoT, RPA といったデジタル技術が世の中に急激に浸透してきています。  こうしたデジタル技術を用いたDXの取り組みが広く見られるようになり、業務の効率化や利益の拡大をDXにより行われるようになってきていますが、革新的なイノベーションは業務に取り込む事が困難でもあります。  POCKETSは、私たち自身で最新の進化するテクノロジーを取り入れ、高度な技術者集団を目指します。  その技術を用いて、お客様ひいては業界とともにデジタル環境やビジネススタイルの革新を行い、新しいテクノロジーへの「ワクワク」を届けられるようにサポートして参ります。  2025年6月1日  株式会社POCKETS 代表取締役　池田 康人 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年5月頃　～　2025年6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」に基づいた自己分析を実施し、IPA自己分析結果入力サイトから入力を実施いたしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年9月頃　～　2025年6月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づく自己宣言（二つ星）を実施。  また、弊社ホームページ（<https://pckts.jp/privacypolicy>）にてプライバシーポリシーの公表を行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。